

2020年度第1回(2020年8月7日)
IIPPF 企画委員会 情報共有セミナー開催報告

IIPPF 事務局

最近の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、IIPPF では、2020年8月7日に第1回情報共有セミナー「アジア大洋州におけるポスト・コロナの模倣品対策」をオンラインにて開催しました。アジア大洋州地域における、コロナ後を見据えた模倣品対策について、ジェトロのシンガポール、バンコク、ニューデリー各事務所の知的財産部長が講演を行い、海外を含む282名の方々にご参加いただきました。

初めにシンガポール事務所の新留部長より、「海側 ASEAN 諸国におけるポスト・コロナの模倣品対策について」と題し、フィリピン、マレーシア、インドネシア各国国内における行政機関間の横断的連携による模倣品対策や、シンガポールやフィリピンで推奨されている訴訟以外の紛争解決策である調停など実務的な取り組みを紹介しました。

続いてバンコク事務所の加藤部長が「タイにおけるオンライン上の模倣品対策」と題し、講演を行いました。同国では、ネット上での商品購入が日本国内より一般的です。講演では、ECサイト上での模倣品対策として、行政側とプラットフォーム側の施策、特に後者が実施している Notice & Takedown^(注) について、事例を交え紹介がありました。

最後はニューデリー事務所の武井部長が「インドにおける模倣品対策、最近の動向について」と題し、同国で流通する模倣品の傾向とその対策、また知財分野に関する最近の同国政府の取り組みなどを紹介しました。

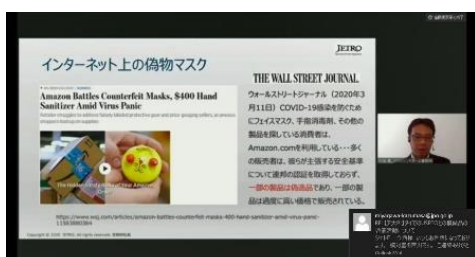
講演後の質疑では、インドにおける知財関連訴訟の結審までの期間や、Lazada や Shopee などの EC サイトにおける特許権や意匠権を根拠とした Notice & Takedown による侵害情報の削除の可能性などに関する質問が寄せられました。

本セミナーでは上記3講演のほかに、IIPPF 事務局を務めるジェトロ知財課より、IIPPF の概要と活動内容を報告しました。

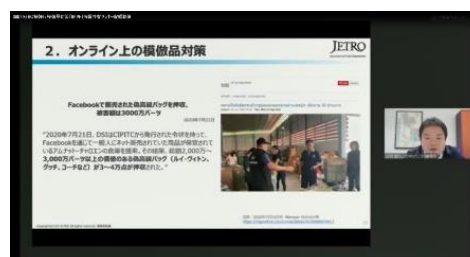
(注) 権利侵害を主張する者からの通知により、ECサイトのプラットフォーム側が出品者との規約に基づいて当該情報の削除等の措置を行うこと(出典:ASEAN 地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査・2020年3月ジェトロバンコク事務所知的財産部)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202003_asean3.pdf

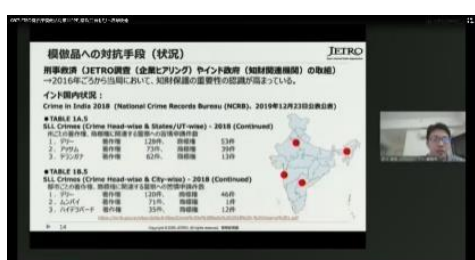
以上



講演1「海側 ASEAN 諸国における
ポスト・コロナの模倣品対策について」



講演2「タイにおける
オンライン上の模倣品対策」



講演3「インドにおける模倣品対策、
最近の動向について」



質疑応答の様様